

◆ 役場の代表番号は☎(84)1111です ◆

■「存じですか 児童扶養手当 手当と特別児童扶養手当

(健康福祉課)

【児童扶養手当】

父または母と生計を同じくしていない児童を養育している方に対し、支給される手当です。

○支給の対象となる児童

- ・父母が離婚した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が制令で定める障害のある児童
- ・父または母が生死不明な児童
- ・父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで生まれた児童
- ・母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童
- ※ただし、次のような場合には手当を受ける資格があります。
- ・公的年金（遺族年金や障害者年金等）を受けることができない場合。
- ・遺族補償等を受けることができる場合など。

○手当の額

月額 41,550円（対象児童一人 全部支給の場合）

児童数により加算があります。
また、受給資格者及び同居の

2 級	1 級
月額33,670円	月額50,550円
身体障害者手帳 概ね3級程度 (内部疾患は例外が 有ります)	身体障害者手帳 概ね1・2級程度 (内部疾患は例外が 有ります)
療育手帳 概ねB程度	療育手帳 概ねⒶ・A程度

※手帳の交付を受けていなくても、上記と同程度の障害があれば手当を請求できます。

請求者及び同居の家族等の所得により手当の全部が支給停止になる場合があります。

社会福祉G（内線237）

該当した日から5年を経過した場合には、正当な理由があるときを除き認定の請求ができるません。（ただし、この規定は、父子家庭の方には適用されません。）

家族等の所得により手当の一部または全部の支給が制限される場合があります。

該当した日において、家庭の方には適用されません。

【特別児童扶養手当】

精神、知的または身体障害等のある20歳未満の児童を家庭で養育している方に支給されます。ただし、手当を受けるためには申請が必要です。

- ・父または母が1年以上遺棄している児童
- ・父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで生まれた児童
- ・母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童
- ※ただし、次のような場合には手当を受ける資格があります。
- ・公的年金（遺族年金や障害者年金等）を受けることができない場合。
- ・遺族補償等を受けることができる場合など。

○お問い合わせ

2月14日（火）まで

2月14日（火）まで

○日時・内容

○お申し込み期限

2月21日（火）まで

○お問い合わせ

2月21日（火）まで

○お問い合わせ